

建設事業主の方へ 人材開発支援助成金 (建設労働者技能実習コース) のご案内

詳細は、鹿児島労働局職業対策課助成金申請コーナー（TEL 099-219-5101）へお問い合わせください。

雇用保険料率 1,000 分の 16.5 の適用を受ける事業主

対象者

雇用保険加入者

支給要件

- ① 受講料を事業主が負担していること。
- ② 講習期間中、賃金を支払っていること。

助成額

- ・受講料（45～75％）
 - ・賃金助成（7,600～8,500円）×日数分〔1日あたり3時間の受講が必要〕
- ※事業場規模により変動

助成対象となる技能講習等

- 1 車両系建設機械（整地等）運転技能講習
- 2 小型移動式クレーン運転技能講習
- 3 玉掛け技能講習
- 4 床上操作式クレーン運転技能講習
- 5 高所作業車運転技能講習
- 6 不整地運搬車運転技能講習
- 7 ガス溶接技能講習
- 8 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- 9 移動式クレーン運転実技教習
- 10 車両系建設機械（解体用）運転技能講習
- 11 建築物等の鉄骨の組立等作業主任者技能講習
- 12 有機溶剤作業主任者技能講習
- 13 石綿作業主任者技能講習
- 14 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

助成対象となる特別教育

- 1 ローラー運転業務の特別教育
- 2 小型車両系建設機械（整地等）運転業務の特別教育
- 3 クレーン運転業務の特別教育
- 4 巻上げ機の運転業務の特別教育
- 5 アーク溶接等の業務の特別教育
- 6 低圧電気取扱業務の特別教育
- 7 フルハーネス型墜落制止用器具の特別教育
- 8 研削といしの取替え等の業務の特別教育
- 9 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育
- 10 粉じん作業の業務の特別教育

手続きの流れ

①受講申込書の
助成金利用欄 ☒
にチェック

②講習修了後、助成金支給申請書受け取り
（講習時に受講者へお渡ししか郵送します）

- ・人材開発支援助成金支給申請書
- ・助成金支給申請内訳書
- ・技能実習委託契約書
- ・カリキュラム表

③講習修了後、申請書類と提出書類を揃えて2ヶ月以内に労働局へ申請。

申請
問合せ先

鹿児島労働局 職業対策課 助成金申請コーナー TEL 099-219-5101 FAX 099-227-7707
〒892-0847 鹿児島市西千石町1-1 鹿児島西千石第一生命ビル2階